青梅市告示第１７１号

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３４条第２項の調査を実施したところ、居住の事実がないため、同法第８条および住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により下記の者の住民票を職権で消除したので、同条第４項後段の規定にもとづき公示する。

令和８年１０月３０日

青梅市長　大勢待　利　明

記

	住所	氏名	消除年月日
1	東京都青梅市東青梅２丁目 ６番地の 25 ＮＫパレスⅢ　101 号室	CAMARA YUI DANIEL MASAKI	令和８年 10 月９日
2	東京都青梅市千ヶ瀬町４丁目 600 番地の７ メゾン藤　203	吉　本　大　和	令和８年 10 月 16 日

以　上